

なまらわかりやすい協議会 概要版

制度上の位置づけ (協議会の法的根拠)	役割	新しい文化	協議会の機能	協議会の組織	→ 実際こんなに違ってる	なまら協議会						
						事例その1 (T町)	事例その2 (C市)	事例その3 (N市)	札幌市・東区 ・当別町			
関係機関等が相互の連携を図る	相談支援会議から協議会へ課題の報告	協議会のルール あきらめ× 要望× 陳情× バトル× →一緒に考える 協議会の約束 尊重 対等 守秘 →アサーティブ 柔軟性 創造(想像)性 慣れ	協議会が本来行うべきは、①「個別のニーズから地域課題の抽出」と②「地域の支援体制の整備」だとすれば、6つの機能は切り離せるものではなく、①と②が実行されていけば、おのずと6つの機能も果たされる	協議会が本来行うべき、①「個別のニーズから地域課題の抽出」から②「地域の支援体制整備」と協議会が活性化していくための条件(仕掛け)づくりのためであれば、協議会の中の組織名称と内容、役割が違っていても上手くいく。 協議会のその時々局面に合わせて、協議会が本来の役割を実行していくために必要な「協議会の組織」を柔軟につくり変えていく。					課題調べシート (札幌市)			
地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有	個別のニーズから地域課題の抽出					がやがや会議 (①課題抽出)	地域部会	ケア部会	東区地域課題報告書 (東区)			
関係機関等の連携の緊密化を図る	地域課題の整理と分析									がやがや会議 (②優先順位の決定)	地域の課題等報告書	事業所部会
地域の実情に応じた体制の整備	地域の支援体制の整備(地域課題の解決)									がやがや会議 (③具体的実施内容検討)	運営事務局会議	
その他						障害福祉計画との連動 自立支援協議会だより	障がい者自立支援協議会だより(当別町)					